



# 国土交通省 九州地方整備局

## 九州地方整備局への建設業の許可申請・届出、 経営事項審査の申請の提出方法について

(都道府県経由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日申請分から  
国土交通大臣許可業者の申請窓口(提出先・方法)が変わります。)

### □ 対象者

九州管内の国土交通大臣の建設業許可を受けている建設業者  
但し、大分県に主たる営業所を置く建設業者は除きます(従来どおり  
県経由での提出となります)。

### □ 変更内容(令和2年4月1日申請分から)

建設業許可に係る申請書・変更届出書及び経営事項審査の申請書は、  
九州地方整備局建政部建設産業課まで、原則、郵送にて  
ご提出ください。

※建設業許可及び経営事項審査の申請について、九州地方整備局から、審査の  
ご案内等は一切行わない為、申請時期についてはご注意ください。

### 【郵送先・方法】

#### 【宛先】

〒812-8569

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎  
九州地方整備局 建政部 建設産業課 宛

#### 【補足事項】

- ◎ 書類につきましては、書留等、送付記録が残る配達方法にて送付してください。
- ◎ 副本に受領印をご希望の方は、副本(1枚目のコピー)・返信用封筒(切手貼付・返送先記載のもの)を同封してください。なお、返送までには2週間程度を要しますので、予めご承知ください。

※持参については、郵送期間の都合で、建設業の許可の有効期間が満了する場合等  
やむを得ない場合に限りです。その場合、受付時間制限(9時30分～12時、13時～  
16時30分)があります。また、下記についてご留意ください。

- ◎ 受領印をご希望の方は、副本として申請書又は届出書のコピーをご持参ください。
- ◎ 入館の際には、免許証等の身分を証明する書類が必要となります。

問い合わせ: 国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

建設業許可・経営事項審査 担当

☎ 092-471-6331(代)

【建設業許可申請関係書類 送付用】



8 1 2 - 8 5 6 9

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第二合同庁舎 別館3階

国土交通省 九州地方整備局  
建政部 建設産業課 宛

建設業許可申請関係書類 在中

【經營事項審查申請書 送付用】



8 1 2 - 8 5 6 9

福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第二合同庁舎 別館3階

国土交通省 九州地方整備局  
建政部 建設産業課 宛

經營事項審查申請書 在中